



令和8年1月27日

午後2時55分

## 住民税非課税世帯に給付金を支給します

市は、物価高騰による負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和7年度の住民税均等割が非課税の世帯に対し、下記のとおり給付金を支給します。

## 記

## 1 支給額

3万7千円 ※ 1世帯1回限り

## 2 対象世帯

令和7年12月12日（金）現在、本市に住所があり、令和7年度の住民税均等割が非課税の人のみで構成された世帯

## 3 手続きの方法

該当する可能性のある世帯に対して、1月下旬にお知らせを発送します。給付金を受け取るために申請が必要な人と不要な人がいますので、お知らせの記載内容を確認してください。

## 4 申請期限

4月30日（木）（必着）

※ 詳しくは市ホームページを確認してください



ホームページはこちら

## 問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

物価高騰対策本部 生活支援班

長寿社会課 福祉企画係長 菅原

主任主事 阿部

電話：(0191)21-8730 (ダイヤルイン)

FAX：(0191)21-4150

メールアドレス：choju@city.ichinoseki.iwate.jp